

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年2月21日
【会社名】	株式会社モリタホールディングス
【英訳名】	MORITA HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 正博
【本店の所在の場所】	大阪府大阪府中央区道修町三丁目6番1号
【電話番号】	(06)6208-1907(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理サービス本部長 金岡 真一
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪府中央区道修町三丁目6番1号
【電話番号】	(06)6208-1907(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理サービス本部長 金岡 真一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,423,790,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社モリタホールディングス東京本社 (東京都港区西新橋三丁目25番31号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,730,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1. 平成26年2月21日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分(以下「本自己株式処分」という。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,730,000株	1,423,790,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,730,000株	1,423,790,000	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
823	-	1,000株	平成26年2月21日(金)	-	平成26年3月10日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格の総額を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社モリタホールディングス 総務部	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 大阪法人支店	大阪府大阪市中央区今橋四丁目2番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,423,790,000	1,000,000	1,422,790,000

(注)1. 新規発行による手取金の額とは本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、書類作成費用等の概算であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、処分予定先であるエア・ウォーター株式会社(以下「エア・ウォーター」という。)との関係強化及び当社の財務基盤の強化を目的とするものであります。上記差引手取概算額は、本件業務提携に係る事業展開も含め、防災事業における生産能力向上等への設備投資に用いた借入金の返済及び生産合理化等への設備投資並びに開発費用等の運転資金に充当します。具体的な使途につきましては、次のとおりです。

なお、支出実行までの資金管理につきましては、当社銀行口座において適切に管理いたします。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
防災事業における生産能力向上等への設備投資に用いた取引金融機関からの借入金の返済	692	平成26年3月
防災事業における生産合理化等への設備投資	392	平成26年4月～平成27年3月
防災事業における開発費用等の運転資金	338	平成26年4月～平成27年3月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	エア・ウォーター株式会社	
本店の所在地	札幌市中央区北三条西一丁目2番地	
直近の有価証券報告書等の提出日	平成25年6月27日	事業年度第13期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）有価証券報告書提出
	平成25年8月14日	事業年度第14期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）四半期報告書提出
	平成25年11月14日	事業年度第14期第2四半期（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）四半期報告書提出
	平成26年2月13日	事業年度第14期第3四半期（自平成25年10月1日至平成25年12月31日）四半期報告書提出

（注）本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社は当該会社普通株式1,000,000株（発行済株式総数の0.50%）を保有しております。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		当社は当該会社へ消火器等を供給しております。

（注）本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、消火器、消火設備を中心とした防災事業を、主力の消防車輛事業に次ぐ第2の柱へ成長させていくことを最重要課題の一つとしており、平成20年11月には宮田工業株式会社を連結子会社化し、防災事業の競争力及び収益力の強化を図ってまいりました。

一方、エア・ウォーターは、平成17年8月に川重防災工業株式会社（現エア・ウォーター防災株式会社（以下「エア・ウォーター防災」という。））を連結子会社化することにより、各種防災保安安全機器・装置等の製造・販売等の防災事業を展開してまいりました。

当社は、当社グループが有するパッケージ型自動消火設備等をエア・ウォーター防災の医療関連製品等の販路において販売する一方、エア・ウォーター防災の窒素消火設備等を当社グループの販路において販売するなど、両社グループの取扱商品及び販路の拡大を図るとともに、経営資源を相互に有効活用した共同開発、共同購買等の補完、協力関係を構築することが、双方の防災事業の更なる発展、成長に資すると判断し、平成26年2月21日付でエア・ウォーターと業務資本提携契約を締結するとともに、エア・ウォーターを処分予定先とする本自己株式処分の実施を決定するに至りました。

d. 割り当てようとする株式の数

1,730,000株

e. 株券等の保有方針

当社は、処分予定先から本自己株式処分により取得する株式の保有方針について、今回の業務資本提携契約を契機とした一層の関係強化の主旨に鑑み、長期的に継続して保有する意向であることを口頭にて確認しております。また、当社は、本自己株式処分の払込期日(平成26年3月10日)から2年間において、処分予定先が本自己株式処分にて取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、処分予定先との間で確約書を締結する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

処分予定先の第13期有価証券報告書(平成25年6月27日提出)及び第14期第3四半期報告書(平成26年2月13日提出)に記載されている現金及び預金、総資産、純資産、売上高等の状況を確認した結果、処分予定先は本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

処分予定先は東京証券取引所に上場しており、同社が東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との関係を遮断することを基本とするとの記載を確認しており、処分予定先が暴力団等である事実、暴力団等が処分予定先の経営に関与している事実、処分予定先、当該処分予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び処分予定先、当該処分予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は一切ないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

払込金額につきましては、本自己株式処分にかかる取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」という。)である平成26年2月21日の直前1ヶ月間(平成26年1月21日から平成26年2月20日まで)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値823円(円位未満切捨て)といたしました。

当該払込金額は、本取締役会決議日の直前営業日(平成26年2月20日)の当社株式の終値である808円に対しては1.9%のプレミアム、同直前3ヶ月間(平成25年11月21日から平成26年2月20日まで)の終値の平均値である853円(円位未満切捨て)に対しては3.5%のディスカウント及び同直近6ヶ月間(平成25年8月21日から平成26年2月20日まで)の終値の平均値である816円(円位未満切捨て)に対しては0.9%のプレミアムであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、処分予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な払込金額には該当しないものと判断いたしました。

当該払込金額といたしましたのは、一時的な相場変動及び不安定な株価市況の影響等を考慮し、取締役会決議日の直前営業日の終値に比べて直前1ヶ月間の平均終値とする方が、算定根拠として客観性が高く合理的と判断したためであります。

なお、平成26年2月21日開催の上記取締役会に出席した監査役4名(うち社外監査役2名)全員が、上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであることから適正かつ妥当であり、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により、処分予定先に対して割り当てる株式数は、1,730,000株(議決権数1,730個)であり、現在の当社普通株式の発行済株式総数46,918,542株に対する割合は3.69%(平成25年9月30日時点の総議決権数43,754個に対する割合は3.95%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社と処分予定先との間で平成26年2月21日付で締結した業務資本提携契約に基づく業務資本提携は、当社グループの企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権 数に対する所有議 決権数の 割合	割当後の 所有株式 数 (千株)	割当後の 総議決権 数に対する所有議 決権数の 割合
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	3,265	7.46%	3,265	7.18%
モリタ取引先持株会	大阪市中央区道修町三丁目6番1号	2,529	5.78%	2,529	5.56%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	2,087	4.77%	2,087	4.59%
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	2,082	4.76%	2,082	4.58%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	2,048	4.68%	2,048	4.50%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	2,007	4.59%	2,007	4.41%
エア・ウォーター株式会社	札幌市中央区北三条西一丁目2番地	-	-	1,730	3.80%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,409	3.22%	1,409	3.10%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK	1,118	2.56%	1,118	2.46%
モリタ従業員持株会	大阪市中央区道修町三丁目6番1号	993	2.27%	993	2.18%
計	-	17,541	40.08%	19,271	42.36%

(注) 1. 平成25年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成25年9月30日現在の総議決権数(43,754個)に本自己株式処分により増加する議決権数(1,730個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

3. 当社が保有している割当後の自己株式は614,115株となります(平成25年9月30日現在の所有自己株式数から算出)。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第80期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)平成25年6月27日近畿財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第81期第1四半期(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)平成25年8月9日近畿財務局長に提出

事業年度 第81期第2四半期(自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)平成25年11月8日近畿財務局長に提出

事業年度 第81期第3四半期(自平成25年10月1日 至平成25年12月31日)平成26年2月7日近畿財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年2月21日)までに、臨時報告書を平成25年6月28日に近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書です。

第2【参照書類の補完情報】

上記第1に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降有価証券届出書提出日(平成26年2月21日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する事項について、同書中において別段の表示のない限り、本有価証券届出書提出日(平成26年2月21日)現在において変更はありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社モリタホールディングス本社
(大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号)
株式会社モリタホールディングス東京本社
(東京都港区西新橋三丁目25番31号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。